

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和2年10月1日（令和2年（行個）諮問第159号）

答申日：令和2年12月21日（令和2年度（行個）答申第141号）

事件名：本人の雇用保険被保険者台帳の利用不停止決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「請求人の雇用保険被保険者台帳」（以下「本件文書」という。）に記載された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の利用停止請求につき、利用不停止とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）36条1項の規定に基づく利用停止請求に対し、令和2年6月10日付け東労発総個停第2-2号により東京労働局長（以下「処分庁」という。）が行った利用不停止決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

厚生労働大臣が、決定したことを守らない。国会内で議決した、利用停止請求書を2020年4月1日以降に提出すれば、消去を認める法律。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、令和2年5月11日付けで処分庁に対し、法の規定に基づき本件対象保有個人情報の利用停止請求を行った。

(2) これに対して処分庁が利用不停止の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和2年7月1日付け（同月3日受付）で本件審査請求を提起したものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件対象保有個人情報については、法36条1項1号（原処分において「各号」としていたものを訂正）のいずれにも該当しないことから、利用不停止とした原処分は妥当であると考えます。

#### 3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件文書は、審査請求人に対して令和2年3月特定日付けで全部開示

決定された，審査請求人本人の「雇用保険被保険者台帳」である。

(2) 利用の停止の要否について

法36条1項1号は，何人も，自己を本人とする保有個人情報，これを保有する行政機関により適法に取得されたものでないとき，法3条2項の規定（利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報保有の禁止）に違反して保有されているとき，又は法8条1項及び2項の規定（目的外利用及び提供の制限）に違反して利用されているときには，当該保有個人情報の利用の停止又は消去を請求することができる旨を規定している。

また，法38条は，「行政機関の長は，利用停止請求があった場合において，当該利用停止請求に理由があると認めるときは，当該行政機関における個人情報の適切な取扱いを確保するために必要な限度で，当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない」と規定している。

本件文書である審査請求人の雇用保険被保険者台帳は，事業主から提出された，労働者が雇用保険の被保険者となる際の「雇用保険被保険者資格取得届」及び離職等の理由により雇用保険の被保険者とならなくなった際の「雇用保険被保険者資格喪失届」を基に，雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）等関係法令に基づいて適法に作成又は取得したものである。

また，本件対象保有個人情報は，雇用保険に係る事務を適正に遂行する目的から必要なものとして東京労働局において保有しているものであり，当該利用目的以外で利用又は提供している事実もない。

以上のことから，本件対象保有個人情報の利用停止請求については，法36条1項1号に規定する事由のいずれにも該当せず，法38条の利用停止請求の理由があるときに該当するとは認められない。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は，審査請求書において，上記第2の2のとおり主張し，本件対象保有個人情報の利用停止を求めているが，本件に関連して，審査請求人が主張するような「決定」又は「議決」された事実はなく，審査請求人の主張は，上記諮問庁の判断に影響を及ぼすものではない。

（注）諮問書に添付された処分庁の資料によると，本件利用停止請求書には，請求の理由として「東京労働局が紙だけ。法務大臣が決定したこと。5年経過で廃棄する。」との記載があった。これについて処分庁において審査請求人に確認した結果，文言修正は行わず，「東京労働局長は紙（届出帳票の廃棄）だけ廃棄したと回答したが，当該届出帳票により記録された雇用保険被保険者台帳も法務大臣が5年経過で廃棄すると決定した」旨の主張と解して原処分の手続を

進めたとされている。

#### 4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものと考えられる。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和2年10月1日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年12月3日 審議
- ④ 同月17日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件利用停止請求について

本件対象保有個人情報の消去を求める本件利用停止請求に対し、処分庁は、利用不停止とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は本件対象保有個人情報の利用停止（消去）を求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の利用停止の要否について検討する。

##### 2 利用停止請求について

法36条1項1号は、何人も、自己を本人とする保有個人情報があるが、これを保有する行政機関により適法に取得されたものでないとき、法3条2項の規定（利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の保有の禁止）に違反して保有されているとき、又は法8条1項及び2項の規定（目的外利用及び提供の制限）に違反して利用されているときには、当該保有個人情報の利用の停止又は消去を請求することができる旨を規定している。

そして、法38条は、「行政機関の長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない」と規定している。

そこで、以下、本件利用停止請求につき、法38条の利用停止をしなければならない場合に該当するか否かについて、法36条1項1号の規定する各要件に則して検討する。

##### 3 本件対象保有個人情報の利用停止の要否について

###### (1) 適法な取得（法36条1項1号）について

ア 理由説明書の記載（上記第3の3（1）及び（2））及び当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところによると、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

（ア）本件対象保有個人情報は、法に基づく審査請求人からの保有個人

情報開示請求に対し、令和2年3月特定日付けで処分庁が全部開示決定した保有個人情報である。

(イ) 本件文書は「雇用保険被保険者台帳」であり、事業主から提出された「雇用保険被保険者資格取得届」又は「雇用保険被保険者資格喪失届」を基に、雇用保険法施行規則等関係法令の規定に基づいて処分庁が適法に作成又は取得したものである。

イ 当審査会において、諮問書に添付されている本件文書を確認したところ、本件文書は、具体的には、審査請求人に係る「被保険者台帳全記録照会」及び「被保険者総合照会（得喪単位）」から成り、上記アの諮問庁の説明のとおり、これらの文書は、雇用保険法施行規則の規定に根拠を置くものであることが認められる。このため、本件対象保有個人情報が適法に取得されたものである旨の上記アの諮問庁の説明は、関係法令の規定に基づくものであり、不自然、不合理であるとは認められず、これを覆すに足りる特段の事情も認められない。

したがって、本件対象保有個人情報は、処分庁において適法に取得されたものではないと認めることはできない。

(2) 保有の制限（法3条2項）並びに利用及び提供の制限（法8条1項及び2項）について

ア 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところによると、諮問庁は、本件対象保有個人情報は、処分庁において雇用保険に係る事務を適切に遂行する目的から必要なものとして保有しているものであり、当該利用目的以外の目的で利用又は提供している事実も認められない旨説明する。

イ 上記(1)イを踏まえると、上記アの諮問庁の説明に不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足りる特段の事情も認められない。

したがって、本件対象保有個人情報を法3条2項の規定に違反して保有しているとは認められず、さらに、本件対象保有個人情報を法8条1項の規定に違反して利用目的以外の目的のために利用しているとは認められず、同条2項の規定に違反しているものとも認められない。

(3) 本件利用停止請求の要件該当性について

上記(1)及び(2)から、本件利用停止請求については、利用停止請求に理由があるとは認められないことから、法38条の保有個人情報の利用停止をしなければならない場合に該当するとは認められない。

4 審査請求人のその他の主張について

(1) 本件利用停止請求書の請求文言及び上記第3の3(3)注記によると、審査請求人は、本件文書の作成の根拠となった「届出帳票」（事業主から提出された「雇用保険被保険者資格取得届」又は「雇用保険被保険者

資格喪失届」)の保存期限到来により当該文書が廃棄されたとすれば、本件文書についても廃棄されるべきである旨を主張しているものとも解される。

しかしながら、本件文書の作成の根拠となった「届出帳票」と本件文書は別の行政文書であり、根拠となった文書が廃棄されたとしても、それに伴って本件文書まで廃棄することになるものではないことから、審査請求人の主張を採用することはできない。

(2) 審査請求人のその他の主張も、当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 5 本件利用不停止決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の利用停止請求につき、利用不停止とした決定については、本件対象保有個人情報は、法38条の保有個人情報の利用停止をしなければならないときに該当するとは認められないので、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 高野修一, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子